

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例概要【現行】

厚生・産業常任委員会 資料5-2
令和8年(2026年)8月5日(水)
健康医療福祉部障害福祉課

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 を制定しました(H31.4.1一部施行/10.1全部施行)

【条例のポイント】

1. 「障害の社会モデル」の考え方を定義します。
2. 合理的配慮の提供等を義務化します。
3. 相談・解決の仕組みを整備します。

1 「障害の社会モデル」の考え方を定義します。

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方です。

障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人が直面する社会的障壁(物理的な障壁だけでなく制度や慣行などすべてのもの)を社会全体で取り除いていく必要があります！



2 合理的配慮の提供等を義務化します。(令和元年10月～)

障害者差別解消法の制定当時、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務(※)でしたが、条例では差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。

また、法律では対象外の個人に対しても「差別の禁止」および「合理的配慮の提供」を義務としました。

※R6.4改正法施行により、法律上も義務化。

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	法律上の義務 (R6.4.1～)
個人	条例上の義務	条例上の義務

障害を理由とした差別とは？

誰もが納得できる理由ややむを得ない理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

例：アパートを借りるときに障害があることを伝えたと、それを理由に貸してくれなかった。



合理的配慮の提供とは？

障害のある人から何らかの配慮を求める意志の表明があった場合において、負担が重たくない範囲で配慮を行うことです。

例：聴覚に障害のある人には・・・
→手話や紙に書いたり、身振り手振りなどで伝える。



県民の皆さんが障害のある人への差別をしないことはもちろん「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。
「合理的配慮の提供」は、社会的障壁をなくすための具体的な実践です。

3 相談・解決の仕組みを整備します。(令和元年10月～)

障害を理由とする差別に関する相談を受け付ける「障害者差別解消相談員」と、障害のある方の代弁者となる「地域アドボケーター」を設置します。

また、相談では解決しない事案については、新たに「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みを整備します。

相談しても解決しない場合

相談

あっせん申立

勧告・公表

■差別に関する相談に幅広く対応できる専門性を持つ「障害者差別解消相談員」が相談に応じます。
■「地域アドボケーター」を各福祉圏域に複数名配置します。

■あっせんの手続きは「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」が行います。
※委員会は、公正中立な立場であっせんを行う第三者機関です。

■正当な理由なくあっせんに応じない場合、知事は勧告できます。
■勧告に従わないことに正当な理由がない時は公表することがあります。



地域アドボケーター(地域相談支援員)とは……

【課題】

差別に気づかない、差別があっても声をあげられない。



障害当事者への気づき、支援のために

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁(サポート)するなど、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担います。
(滋賀県独自の取組です。)

【お問い合わせ】

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3542 FAX 077-528-4853
e-mail ec0006@pref.shiga.lg.jp



滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例施行後の取組状況

1 合理的配慮助成金事業

事業者等が合理的配慮の提供を行うため、物品購入や工事の施行、研修会の開催に必要な費用を助成【補助率：1/2以内】

(1) 募集期間

令和7年4月14日（月）～令和8年2月27日（金）

(2) 助成実績：合計8件

物品購入 3件（スロープの購入）：福祉事業所2件、観光施設1件

工事施工 4件（スロープの設置、手すりの設置）：福祉事業所1件、自治会1件、飲食店1件、サークル1件

研修等開催 1件（合理的配慮の理解促進）：福祉事業所1件



■令和8年度に限りモデル的に
工事施工のうち、飲食店など小規模な事業所を対象として、
補助率を1/2以内から10/10以内に変更

2 共生社会サポーター

- ・条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく事業者の意思を対外的に示すためのステッカーを配布 101事業所【令和8年5月末時点】
- ・工夫している事柄（車椅子でカウンターの利用が可能、間口が広い・段差なし、スロープ・多目的トイレあり など）を県HPに掲載



3 普及啓発事業

(1) わたSHIGA輝く国スポ障スポ2025

「おもてなSHIGAエリア」に障害理解を深める体験ブースを出展し、来訪者に対して啓発

- ・国スポ開会式（R7.9.28） 約250人
- ・障スポ閉会式（R7.10.27） 約400人

(2) 出前講座

①障害当事者や専門家を講師派遣

- ・県内の小中学校、企業、同業者団体、警察等

②知的・発達障害疑似体験研修

- ・県手をつなぐ育成会に委託（びわこ めだか隊）



■令和8年度
障害当事者団体と連携し、小学4年生くらいが理解可能な合理的配慮の好事例など具体的な提供方法や事例をまとめた、WEB、SNS等でも周知できる啓発資料を作成予定

4 地域アドボケーター研修事業

障害の社会モデルに関する理解を深め、障害のある人が相談をする際に、自らの意思を適切に表明するために必要かつ適切な支援を行うために必要な知識とスキルを習得する。

(1) 研修日時：令和8年2月4日（水）13:30～16:00

(2) 研修内容：講義（面接技法、社会モデル、エンパワメント）
演習（相談支援のロールプレイと振り返り）

【アドボケーターの役割】

当事者性や専門性を生かし、

- ・障害者からの相談について、障害者差別解消相談員につなぐこと。
- ・差別解消のために関係機関との連携を深めること。
- ・差別解消に係る県民の認識および理解の深化に努めること。

現在、県内に29名配置（任期2年：再任可）



■令和8年度
障害の社会モデルの視点や具体的な解決方法を考える力を養うため、ワークショップ形式によりファシリテーターとともに課題の分析や議論をしながら障害についての対話を進める障害平等研修（DET研修）を新たに実施予定

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例見直し検討部会における主な意見

1 定義の精緻化

- (1) 条例の範囲を「生きづらさ」にまで拡大するということはせず、現状のベースを引き続きしっかりと取り組んでいくべきである。
- (2) 知的障害と精神障害を分けて記載しているのと同じように、精神障害と発達障害も分けて記載することが、わかりやすさ、判別のしやすさ、啓発の観点からも適切である。【※現行条文：障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、～】
- (3) 不均等待遇を定義化することで、車椅子など支援機器を理由とする関連差別にも対応していることを明示すべきである。
- (4) 合理的配慮の定義
 - ア 「必要かつ合理的な調整・変更」が最適と考える。「新しいことをしなくても、現在行っていることを調整・変更すればよい」というニュアンスが伝わる。
 - イ 「合理的」の意味をより明確にするため「社会通念上相当と認められる範囲を超えた負担になるものを除く」と但し書きで追記すべきである。

2 事前的改善措置（環境整備）の強化

- (1) 障害者差別解消法の環境整備に関する規定を少し補強する条文を加えてはどうか。合理的配慮を提供しやすくするための環境整備の一環として、職員研修も盛り込めば、法第5条を補完する意味でも良いのではないか。
- (2) 国スポ・障スポでのバリアフリーの進展を大会後も未来へ引き継がれるレガシーとするため、事業者が取り組む社会的障壁の除去に対し、県が支援する規定（出前講座等の情報の提供も含む。）を整備すべきである。

3 有識者からの助言

差別事象に対する県の相談支援にかかる質の向上を図るため、相談員に対するバックアップ体制（有識者からの定期的な助言）を担保するような規定を盛り込んでどうか。

4 あっせんの申立ての充実

- (1) 現行条例第11条第2項では「家族、後見人その他の障害者を保護する人」とあるが、「保護」は自己決定権と逆向きのベクトルである。
- (2) 本人の自己決定権をより尊重するべきである。
- (3) 申立てに関して県が支援する仕組みを創設し、当事者である障害者に対し意思決定のための支援の充実を図るべきである。

5 相談員の資質確保と組織的な引き継ぎ体制

- (1) DET研修（障害の平等化研修）等の継続的实施により、地域アドボケーターおよび相談員の社会モデルの理解を段階的に深めるべきである。
- (2) 県が実施する事務のマニュアル化と、少なくとも引き継ぎをきちんと行い、管理職を含めた職員が今行っていること、考えていることを10年後、20年後も実施できるような工夫をすべきである。